

平成 17 年 11 月 9 日

総合科学技術会議基本政策専門調査会

「科学技術に関する基本政策について」に対する答申（案）への意見

専門委員 小宮山 宏

1. (独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめの強化)  
(P42) について

我が国の科学技術政策推進に重要な役割を果たす独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動に係る資源投入の状況や活動状況を把握し、基本計画との整合性等を分析して所見を述べる。これら法人の特性や研究活動への影響等に十分配慮しつつ、今後はこうした把握を強化するとともに、必要な場合には関係府省に対し改善措置を求める。また、このとりまとめをの公表や各法人自らの情報提供などにより、することで法人の科学技術関係活動の透明性を向上させ、るとともに、国民の関心・理解を得られるよう一層努力し、法人の改革の加速化を促す。

(理由)

(改善措置を求めることについて)

独立行政法人にしても国立大学法人にしても、国の事前関与・統制を制限して法人の業務の実績を事後的に評価するとともに、中期目標期間終了時には組織・業務の全般的見直しを行うというのが法人化の制度設計。これが法人の特性であり、これに配慮するといっている一方、総合科学技術会議が必要な場合に改善措置を求めていくというのは矛盾しないのか確認されたい。

つまり、総合科学技術会議が法人の所管府省に対して改善措置を求めたとしても、所管府省が所管法人に対して、評価のプロセスと別のところで指摘を行い、法人の業務運営を変えさせる仕組みにはなっていないと思うので、改善措置要求とまでは書けないのではないか。

また、政府からの改善措置ということについて、特に大学は、学問の自由など大学制度の根幹に関わる観点からの反発も強く、大学人の中で総合科学技術会議への不信感がおきてしまうのではないかということについては、私は懸念している。

(法人の情報提供等について)

法人化の制度の趣旨から言えば、法人の活動の透明化は重要であり、そのためには各法人が自ら情報を進んで出していくことも重要。また、前回の議論でも出ていたように、国民の関心・関心は重要な観点であるため加筆。

## 2. 世界の科学技術をリードする大学の形成 (P24) について

最後の段落「これらの取組等を通じて～」の文章について、「世界の科学技術をリードする大学の形成」の文章全体から見て、

- ・ 1行目に加筆された「研究活動に関する各種評価指標により」の部分は、「研究教育活動の」とし、
- ・ 2行目の研究拠点については「研究教育拠点」とするのが適切ではないかと考える。